

平成30年6月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成30年6月28日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第46号 高浜市税条例等の一部改正について  
議案第47号 高浜市都市計画税条例の一部改正について  
議案第48号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第49号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第50号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第51号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第52号 事業契約の変更について  
議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第1回）  
議案第54号 財産の無償貸付について  
陳情第1号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情  
陳情第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情  
陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情  
陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情  
陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情  
陳情第6号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情  
陳情第7号 投票済証の廃止を求める陳情  
日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

## 出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
6番	黒川美克	7番	柴田耕一
8番	幸前信雄	9番	杉浦辰夫
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	神谷坂敏
教	育長	都築公人
企	画部長	深谷直弘
総合政策グループリーダー		榊原雅彦
人事グループリーダー		杉浦崇臣
ICT推進グループリーダー		山下浩二
総務部長		内田徹
行政グループリーダー		中川幸紀
財務グループリーダー		竹内正夫
市民総合窓口センター長		中村孝徳
市民窓口グループリーダー		内藤克己
市民生活グループリーダー		芝田啓二
税務グループリーダー		亀井勝彦
福祉部長		加藤一志
地域福祉グループリーダー		木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー		野口恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー		野口真樹
健康推進グループリーダー		磯村和志
こども育成グループリーダー		都築真哉
文化スポーツグループリーダー		鈴木明美
都市政策部長		杉浦義人

都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島 口 靖
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉 浦 睦 彦
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
会 計 管 理 者	三 井 まゆみ
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
監査委員事務局長	山 本 時 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	加 藤 元 久
主 査	加 藤 定
主 査	神 谷 直 子

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会の付託案件を議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、杉浦康憲議員。

〔総務建設委員長 杉浦康憲 登壇〕

○総務建設委員長（杉浦康憲） おはようございます。

御指名をいただきましたので、去る6月19日午前10時より、委員全員及び市長初め関係職員全員出席のもと開会されました総務建設委員会において、付託された一般議案3件、補正予算1件、

陳情 5 件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告させていただきます。

初めに、議案第46号 高浜市税条例等の一部改正について、委員より、加熱式たばこの新しい区分が創設される点と、現在の加熱式たばこにはどのような税があるのかとの問いに、加熱式たばこ紙巻きたばこの間に税額の格差が大きいこと。また、加熱式たばこも商品の種類によって税率がばらばらであり、紙巻きたばこの増税とあわせて増税をするものとの答弁。

同委員より、5年間かけて税率を変化するが、5年間で市にかかわる影響額はどの問いに、加熱式たばこは5年間、紙巻きたばこは4年間で3回に分けてたばこ税の増税をします。過去の増税時は販売量が下がる傾向と、喫煙率が年々下がっており、税収はよくて横ばいもしくは下がる傾向と推測されるとの答弁でした。

他の委員より、資本金が1億円を超える法人に対して新たに電子申告を義務化すると、市内の法人で影響のある企業数はどの問いに、資本金等が1億円を超える法人は105社との答弁。

同委員より、固定資産税の課税標準の特例のわがまち特例ですが、固定資産税の課税標準の最初の3年間ゼロにした理由と近隣市の状況はどの問いに、生産性の実現に向けた中小企業の設備投資の支援は、地方税法改正の生産性向上特別措置法の施行日から平成33年3月31日までの間に取得した一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準を、最初の3年間ゼロから2分の1に軽減できる特例措置が講じられ、県内自治体の動向を参考にし、固定資産税の課税標準を最初の3年間はゼロとする。愛知県内では全自治体ゼロとの答弁でした。

次に、議案第47号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第48号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、委員より、補正予算書22ページ、総務費、防災対策費、防災活動事業の補助金は、正規の予算から3カ月の段階で今回の補正はどのような理由かとの問いに、沢渡町町内会に対しての補助で、今年度の役員が決定した本年3月に、新町内会長より9月の総合防災訓練に向けて新たな防災倉庫を設置したいと相談があり、今回の補正でとの答弁でした。

次に、陳情第1号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、全国一律とあるが、生活水準が全国で違うのに一律は意味がない。現実を見てほしいのでこの陳情には反対との意見。

他の委員より、最低賃金をすぐに時間額1,000円、早急に1,500円以上に引き上げるのは、中小企業には人件費が上がり大変な負担となり、雇用の減少につながるおそれもあり、本陳情には反対との意見。

次に、陳情第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、業者に発注した商品に対する信頼性を上げるためには、下請企業に対しても適正な労働環境・教育が必要だと思います。ただ、国に対して意見を求めず、まず高浜で実施ならわかるが、なぜ地方からやらないのか疑問があり、趣旨採択との意見。

他の委員より、予定価格及び最低制限価格等の事前公表が、労働者や下請労働者に対する労働条件の低下を生じるとあるが、公表により不正な入札の抑止力となり得ることや、積算の妥当性の向上、また予算額をさぐる不正を防止する効果もあり、この陳情には反対との意見。

陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、時間外労働の上限規制強化や勤務時間インターバル制度を盛り込んだ働き方改革の法案が現在国会で審議されており、その動向を見守りたい。よって、本陳情には反対との意見。

他の委員より、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方という基準がよくわからない。それと、高浜の場合は中小企業が多く、企業信用等で、時間外でどうしてもとの事項はあり、36協定の特別条項の廃止に対しては特に反対との考えから、陳情第3号は反対との意見。

陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、現在、民間企業へのアウトソーシングは広く行われており、多様化、高度化する住民ニーズに対する公共サービスの実施には民間のノウハウは必ず必要であり、国・地方の財政の大きな削減にもつながるので、本陳情に反対との意見。

他の委員より、特にこの項目にある行革努力を反映する交付税の算定や、トップランナー方式に対して廃止とあるが、経営努力をしている自治体に対してのインセンティブが与えられるのは非常に望ましいとの考えから、この陳情に対して反対との意見。

陳情第7号 投票済証の廃止を求める陳情について、委員より、投票済証の廃止とあるが、選挙は投票率が下がっている現状があり、投票率を上げたり、政治に関心を持ってもらう対策があればわかるが、単に意味がないからやめます、は理解ができないので反対との意見。

他の委員より、昨年の衆議院選挙では交付実績は全国で55.5%に当たる966の自治体で、愛知県は54自治体全てにおいて投票済証が交付されている現状がある。実態においても、会社に提出するために投票済証の求めがある現実もあり、市民サービスの一環として投票済証の交付が行われている。しかし、投票済証の交付は法的根拠がなく、各市町村の選挙管理委員会の判断に委ねられ、各自治体間でばらつきのある取り組みは、検証をする時期なのでは。

まさしく目的や効果が曖昧で、慣例的に続けられているもので、陳情書に、期日前投票制度が定着した現在において、就業時間中の行使を証明するために職場に投票済証を提出するのも余り

聞かなくなりました。さらに、総務省や全国の自治体の動向を踏まえてみると、投票済証が必要だという確証はなく、かつその必要性は低いとの考えより、この陳情は趣旨採択との意見。

他の委員からも同様の趣旨採択の意見がありました。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第53号は、挙手全員により原案可決。

陳情第1号、挙手なしにより不採択。

陳情第2号、挙手少数により不採択。

陳情第3号、陳情第4号、挙手なしにより不採択。

陳情第7号、挙手多数により趣旨採択となりました。

以上が総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過と概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

〔総務建設委員長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、神谷利盛議員。

〔福祉文教委員長 神谷利盛 登壇〕

○福祉文教委員長（神谷利盛） 皆さん、おはようございます。

では、御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の報告をさせていただきます。

去る6月20日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された一般議案3件、補正予算1件、陳情2件について、審査を行いました。その概要と結果について、報告させていただきます。

初めに、議案第49号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、1件の質問がありました。

この議案では、「政令に定める者」の次に「『施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員の初任者研修課程を修了した者に限る。』を加える」となっています。ということは、今まではこの課程を修了していない人も入っていたということになるのか。回答は介護保険・障がいグループからですが、従来より定期巡回対応型もしくは夜間対応型のサービスを利用するには、この介護職員初任者研修課程を修了した者が従事していた。生活援助従事者の制度ができたが、定期巡回対応型もしくは夜間対応型のサービスは身体介護が中心となるので、生活援助従事者の資格ではなく、初任者研修課程を修了した者が従事するということになる。

次に、議案第50号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、質問はありませんでした。

次に、議案第51号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、質問が2件ありました。

1件目、今回の改正の背景と、主な改正内容について聞きたい。

こども育成グループからの回答ですが、平成30年3月30日付で国が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が改正され、本年4月1日より施行された。この改正を受け、市の基準条例を国の改正に合わせるために改正を行うもの。

改正点は、2点ある。

1点目、放課後児童支援員の資格要件を拡大するために、新たに第10条第3項に、第10号を追加する。これは5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者を資格要件として追加するもの。

2点目は、第10条第3項第4号の規定を明確にする。学校教育法では、「学校の教諭資格を有する者が放課後児童支援員の基礎資格として必要である」と規定しているが、教員免許状の更新を受けていない教諭の取り扱いが明確ではなかった。それで、第4号を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改正し、規定を明確にする。

2つ目の質問として、今回の改正により、高浜市にはどのような影響があるのか。

回答として、第4号の規定、これは教員免許状を有する者についてですが、影響を受ける者は現在存在しない。第10号の規定、これは5年以上従事した者についてですが、シルバー人材センターの会員の中に13名存在する。この改正により、この13名が支援員となる基礎資格を得ることになる。放課後児童支援員の資格要件は、都道府県が行う研修を修了した者でなければならないので、この13名は県の実施する研修を受講することで、支援員としての正式な資格を得ることになる。

ただし、経過措置として平成32年3月31日までにこの研修を受講すれば、それまでの期間は支援員としてみなすことができるとなっているので、研修受講前においてもみなしの支援員としての活動ができる。

次に、議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第1回）についてですが、質問が2件ありました。

1件目、10款教育費、道徳教育支援等謝礼について、事業内容を聞かせてほしい。

学校経営グループからの回答ですが、愛知県教育委員会の委託による道徳教育の抜本的改善、充実にかかわる支援事業にかかわる費用となる。このたび特別の教科 道徳ということで、小学校は本格実施、中学校は移行期間を迎えるが、新学習指導要領を踏まえて、考えて議論する道徳へと質的に変換を図ることが国から示されている。

それらの質的変換を図るために、カリキュラムマネジメントを生かした効果的かつ多様な指導方法と教科の工夫、改善を研究するためにとり行うものであり、当市では今年度より南中学校で

実施する。

2つ目の質問として、5段階評価をしないということだが、どういう評価をするのか。

回答は、学校教育全般に応じて行われるものであるので、日常生活、学校生活の中での子供の言動、活動、そのほか心情の変化等総合的に勘案した上で、記述の方式により保護者に伝えていく。

次に、陳情です。

陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情、4人の委員より意見が述べられました。

初めに、市政クラブよりの反対意見として、陳情の3番目に記載してある「地方自治に対し、国の役割を丸投げする道州制を導入しないこと」とあるが、そもそも道州制の案は国が目指す道州制の形が示された段階で議論することが賢明であり、この陳情には反対する。

別の委員は、今までどおりの人件費を維持するのは大変難しいことだと思う。今後さらに人員体制の強化をするのは難しいと判断するので、反対する。

別の委員は、国家公務員の定員削減計画は中止せよとか、行政の出先機関を縮小しないでくださいということが書いてあるが、いずれも反対の立場であるので、この陳情には反対する。

最後に、1967年には約90万人いた国家公務員が、現在では30万人以下に減っている。さらに、国の業務が地方自治体へ多くが委譲されている現状から、この陳情を実行に移すべきであり、賛成する。

次に、陳情第6号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情、これについては4人の委員から意見が述べられました。

初めに、市政クラブよりの反対意見。日本の安全保障は国会で議論されるべき問題であると考え。国に対しての要望は必要ないと判断するので、反対する。

次に、普天間基地の移設は一刻も早く基地の危険性を除去しなければならないからである。また、経費負担軽減の面においても辺野古が最も適していると言われている。名護市市長選の結果からも、名護市の市民の民意が変化してきているということも推測できる。従い、反対とする。

他の委員は、住民負担の軽減は大切な話だと思うが、そこで生活している人たちの意見を真摯に受けとめていけばいいと思うので、反対とする。

最後に、事故の多発、沖縄各地の市長選の結果及び地元が反対している基地建設は中止すべきという意見を踏まえ、この陳情には賛成する。

なお、本委員会においては自由討議を実施する案件はありません。

採決の結果を申し上げます。

議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第53号については、挙手全員により原案可決とな



りました。

陳情第5号、陳情第6号は、挙手少数により不採択となりました。

以上が福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、御希望の方はごらんください。

以上で、福祉文教委員会委員長報告を終了いたします。どうもありがとうございました。

〔福祉文教委員長 神谷利盛 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に公共施設あり方検討特別委員長、浅岡保夫議員。

〔公共施設あり方検討特別委員長 浅岡保夫 登壇〕

○公共施設あり方検討特別委員長（浅岡保夫） 御指名をいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の報告をさせていただきます。

平成30年6月21日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された一般議案2件について、審査を行いました。

その経過の概要と結果について、それと報告事項及び協議事項について御報告をさせていただきます。

議案第52号 事業契約の変更について、委員より、議案第52号は高浜小学校等整備事業であるが、勤労青少年ホームのときは産業廃棄物とあり、この高浜小学校の埋設物については産業廃棄物との言葉がないのはとの問いに、陶磁器とコンクリートのガラがまじった土で、そのまま廃棄すると産業廃棄物となり高額になるが、コンクリートと陶磁器のガラを分別することで安くなり、そしてその後処分をしましたということの答弁でした。

同委員より、愛知森と緑づくり事業交付金が決定された児童用ロッカーに係る施工の減少とあるが、事業契約から切り離して単独事業としてできないのかとの問いに、木材の使用については事業者の提案に基づいての性能発注であるが、種々検討した結果10分の10の補助金は市にとって有利であるからとの答弁でした。

別の委員より、今回のこの事業契約の変更で、地中埋設物の撤去工事の施工増、備品の減による施工減がなくても、一時支払金の変更による割賦手数料の増加は見込まれるが、基金の取り崩しをできるだけ防ぐ形での単独契約の変更があり得るかとの問いに、公共施設大規模改修第一波に備え、平準化していくにはさまざまな議論があり、当初の契約では公共施設等整備基金から3億円を崩す予定でしたが、有利な起債等もあり、起債はいつでもできるわけではないので、いろいろ考えてさらに平準化できるものを、機会を捉えて平準化したとの答弁でした。

また、同委員より、児童用ロッカーに係る施工で1,400万円弱減るが、この金額は補助金の金額か、またはPFI事業者での備品代としての数字なのかとの問いに、今回の減額は、事業者が当初提案していた備品の金額である。県からもらえるのは2,200万円余りとの答弁でした。

次に、議案第54号 財産の無償貸付について、委員より、コパンという民間企業に無償貸し付けする理由はとの問いに、勤労青少年ホーム跡地活用事業は、市有地を使い事業者が独立採算でスポーツ拠点施設を整備、運営するが、単に事業者の利益だけでなく、学校のプール機能、南テニスコートに準じた利用ができる、公共性、公益性のある事業で、供用開始から借地料を徴収するが、利益を生まない整備期間中について無償とするとの考えとの答弁でした。

別の委員より、貸付契約をしても7月の予定の臨時議会とは関係なく貸し付けを中止できるのかとの問いに、議案を可決すると産業廃棄物の処分に係る処分費まで拘束するのではとの懸念だと思われませんが、補正予算については改めて議会にお諮りし、判断を願うとのことであり、上程と判断した場合は通常の一般的な処分の方法と、今考えている処分の方法との単価の違い等々は説明できると考えているとの答弁でした。

別の委員より、無償貸し付けの議案と補正予算が一緒に出せないのはなぜかとの問いに、7月1日から無償貸し付けをすることについては平成31年4月の供用開始が契約に定めた約束であり、7月から現場に入る必要が相手方にあり、市としても契約を遵守して真摯に対応をする必要があるため。補正予算を一緒に提出しないのは産業廃棄物の処分量をいかに減らしたり、処分方法をいかに進めていくかを、慎重に調査・検討を進めていますので、御理解をとの答弁でした。

別の委員より、契約書があるからということで、それを優先して無理やり進めていくという今回のようなことも出てくるのではないかと、中止をすべきではとの問いに、契約の履行といいますのは、社会的な信用、市の信用の要であり、公共施設の問題については議会でも説明しながら進めてきた事業であり、契約を一旦白紙に戻す、中断するということになり、市の契約不履行ということになり、補償の問題であるとか中断リスクというものが市の負担となります。現時点ではこの計画に沿って進めてまいる所存ですとの答弁でした。

別の委員より、コパンとはできるだけお金のかからない30年の利用を、相談して進めていきたいという思いがあるのではないかと考えており、これから事業が始まってからパートナーシップを組む民間事業者の方々とは、高浜市と手を結んでやっていかれると思いますし、パートナーシップを持ってやっていくんだという思いが、また相談しながら進めていくという判断ができていないかとの問いに、市の財産は有効利用し、置いておくと塩漬けじゃないかとかという話もありますが、今後も市の財産を有効活用しながら、市民サービスにつなげていくことをしっかりとやっていきたいと思っております。ただ、財政的な問題もあり、短期的にはこういう形で必要最小限の費用をかけてこういう活用をしようと考えていまして、当面のこの活用の仕方というのはコスト的にもそれから市民サービスにもつながるものと思っております、予算の審査をしていただく

こととなりますが、できるだけ費用をかけずにと思っているが、当面はこのぐらいのお金はかけざるを得ないということをご理解いただきながら、事業を進めたいとの答弁でした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第52号 事業契約の変更について、挙手多数により原案可決。

議案第54号 財産の無償貸付について、挙手多数により原案可決。

次に、報告及び連絡事項について。

平成30年度公共施設推進プランスケジュールについて、当局より、平成30年度公共施設推進プランスケジュールについて、①高浜小学校等整備事業から⑨インフラ施設検討まで、9つの事業等につきまして途中説明員が交代し、順次説明がありました。

次に、勤労青少年ホーム跡地活用事業について、跡地活用につきましては、整備概要等がまとまってきたことから、説明を株式会社コパン、管理本部業務部の砂場様にて、パワーポイントを使用して施設の概要の説明を受けました。

次に、協議事項は、今回はありませんでした。

なお、その他として、公共施設のブロック塀については、大阪府の北部地震で学校プールのブロック塀が倒壊する事故があり、現在、学校施設を含む公共施設のブロック塀について調査中であり、結果については6月28日開催予定の全員協議会の案件として報告するとのことでした。

以上であります。

なお、詳細については、議会事務局に委員会報告がありますので、ごらんください。

以上で委員長報告を終わります。

〔公共施設あり方検討特別委員長 浅岡保夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して反対討論を行います。

議案第48号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について。

本議案は、国民健康保険の課税限度額を、現行54万円を58万円と4万円引き上げるものです。あわせて、低所得者の5割軽減や2割軽減を拡大するものですが、3月に広域化で制度が変わっ

たばかりで、広報でも国保の制度や保険料の計算の変更の説明をしているところです。

担当は、3月議会中に県内でも38自治体中30市が、課税限度額を変更する方針が国から出た場合、国が示したとおりに変更する予定だと言われていたとのことですが、高浜市ではそんな話はどこからも出ていませんでした。その後も時間はありましたが、出ていません。突然に変更案が出てきた感じです。

保険税は、所得が500万円、大人2人、子供2人家庭で66万4,000円、また、65歳以上の大人2人家庭で所得が250万円と16万2,000円と予測されるとのことですが、非常に厳しい重い負担であります。子供が多い家庭はそれだけで高額になります。おぎゃあと言って生まれてくれば、すぐに保険税が追加されるのです。

国民健康保険は、もともと高額になりやすく、以前国が50%の補助金を入れていたのが、今では25%くらいしか入れていないのが大きな原因です。さらに、愛知県は県独自で自治体に補助金を入れていたのが、今は1円も入れていません。担当は受益と負担の原則でと言われますが、国民健康保険は社会保障の一環です。保険税の課税限度額を引き上げる今回の一部改正には、反対をします。

議案第52号 事業契約の変更について。

本案は、高浜小学校等整備事業について地中埋設物撤去工事の施工増や備品の減による施工減、一時支払金の変更による割賦手数料の増が生じたことに伴い、契約を変更するものです。

しかし、もともと校舎だけの建設であれば20億円程度で建設できたものを、体育館を壊してメインアリーナ、サブアリーナ、またほかの施設をあわせてつくる。またPFIで建設するなど、費用も倍近くかかるなど無駄遣いです。

今回の児童用ロッカーに係る施工の減少は、補助金が出るという理由で市内業者ではできないようなものに変更して、市の財政負担がふえるような変更工事は問題ではないでしょうか。また、事業債の対象にならない備品購入等の経費を事業会社に立てかえてもらい、15年の割賦払いとすとしていますが、全体では高いものになるのではと懸念します。

高浜小学校の事業契約の変更についてですが、校舎の建てかえについては賛成いたしますが、PFIの建設など建設計画に賛成はしていません。反対をいたします。

議案第54号 財産の無償貸付について。

本議案は、平成30年7月1日から平成31年3月31日まで、高浜市論地町五丁目6番55の勤労青少年ホーム跡地活用事業の実施に伴い、土地8,728.57平方メートルを株式会社コパンに無償貸し付けするものです。しかし、先日問題になったように、埋設物がどれだけあるかわからない、産業廃棄物として処理しなければならず、幾らになるかわからないといった答弁。契約書第10条、瑕疵があった場合は、土地を整備できるようにするまで市が責任を持つといったことからわかったことは、計画を立てた段階からどのような土地であったのか、調査不十分であったことが言え

ると考えます。

さらに、民間会社に経営上利益を生まない間であるからという理由で無償貸し付けすると言われますが、民間会社である以上利益は追及しているはずであり、無償貸し付けする理由はないと考えます。

以上、理由を述べまして反対討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、9番、杉浦辰夫議員。

〔9番 杉浦辰夫 登壇〕

○9番（杉浦辰夫） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、議案第48号、議案第52号、議案第54号、まとめて賛成の立場で討論を行います。

まず、議案第48号 高浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、賛成の立場から討論を行います。

全ての国民が公的な医療保険制度に加入して、いつでも必要な医療を受けることのできる国民皆保険制度のもと、本市の国民健康保険は市民の健康保持・増進と医療の確保のため、重要な役割を担ってきており、今後も堅持していかなければなりません。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運用を確保する観点から、被保険者の保険料に一定の限度を設けることとされております。

高齢化の進展等により、医療給付費等が増加傾向にある一方で、被保険者の所得が伸び悩む状況においては、課税限度額を引き上げずに保険税率の引き上げにより必要な保険税収入を確保しようとするれば、高所得層の負担と比較し、低所得者・中間所得層の負担がより重くなってしまいます。

今回の条例改正では、課税限度額を引き上げることで高所得層に以前より多くの負担となりますが、一方で軽減判定所得を引き上げることにより、低所得者・中間所得層に配慮した内容となっておりますので、本案に賛成いたします。

次に、議案第52号 事業契約の変更について、賛成の立場で討論を行います。

高浜小学校等整備事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条」の規定により、平成29年3月に、あおみが丘コミュニティ株式会社と契約を締結し、順調に工事が進められています。

今回の「事業契約の変更について」は、3つの点から変更理由が示されています。

1つ目の「地中埋設物の撤去に係る処分費の増加」では、建設における掘削工事の際に、コンクリートガラや陶磁器くずが出現したことによる対応です。その処理方法については質疑の中で

明らかなように、さまざまな角度から検討を重ね、最も低コストでかつ工期に大きな影響を及ぼさない方法として、可能な限り分別して処分する方法が選択されました。分別しないでそのまま産業廃棄物として処分する方法に比べて大幅にコストの削減が図られていますので、処分方法をよく検討した上で適切な処分を行っていると思います。

2つ目の、「支払いの平準化による割賦手数料の増加」は、事業債の対象とならない備品購入費等の経費を約15年間の割賦払い——支払いを平準化することにより、割賦手数料が増加するものです。これは今後の公共施設大規模改修第一波への対応や、将来の安定的な財政運営のために、現在の低金利という状況を生かし、さらなる支払いの平準化を図り、基金残高を確保していくものです。この結果、公共施設等整備基金からの取り崩し額を当初予定の3億円から大幅に減らしています。当初の事業契約締結の質疑の中で示されたとおり、「契約締結後も可能な範囲内で民間資金を活用できるものは活用していく」という方針を具現化したものであり、将来を見据えた取り組みと思います。

3つ目の「児童用ロッカーに係る施工の減少」は、児童用ロッカーに係る「木の香る学校づくり推進事業交付金」——交付率10分の10が5月14日付で交付決定されたことを受け、愛知県産材を使用した児童用ロッカーの施工を本事業契約から切り離し、市単独事業として施工するものです。市の持ち出しを抑え、さらにグレードの高いロッカーを設置することは、より高浜小学校の魅力を高めることにつながると思います。

以上、事業契約を変更した理由はいずれも理解できるものでありますので、本案に賛成いたします。

次に、議案第54号 財産の無償貸付について、賛成の立場で討論を行います。

勤労青少年ホームの跡地活用事業は、本市が進める公共施設再編のモデル事業の一つであり、財産の有効活用という観点から、市が土地を貸し付け、事業者が独立採算でスポーツ拠点施設を整備・運営するものでありますが、単に事業者の利益のためだけではなく、学校プール機能や南テニスコートに準じた利用ができるなど、公共性・公益性を備えた事業であります。

勤労青少年ホーム跡地活用事業については、これまで基本方針（案）、実施方針（案）、募集要項（案）、事業者の選定結果、基本協定書（案）、事業契約書（案）などについて、公共施設あり方検討特別委員会において、逐次執行部から説明・報告を受けてきました。

募集要項には「借地料は供用開始から支払う」と定めており、事業者はそれにとって提案を行い、契約締結に至ったものであります。また、事業契約書には事業スケジュールとして、設計・整備期間は契約日から平成31年3月31日まで、供用開始は平成31年4月1日、水泳指導開始は平成31年6月1日と定められております。

地方自治体における営利企業に対する土地の無償貸し付けの事例は全国各地で多数ありますが、本議案については、事業整備期間中は利益を生み出す期間ではないとの考えのもと、整備期間中

及び供用開始準備期間中に限り無償貸し付けを行うというものです。募集要項の変更あるいは事業の中断、その他契約不履行のリスクは市の負担となり、ときには補償問題と発展する場合があります。跡地活用事業者である株式会社コパンとは、生涯スポーツや学校教育など、本市の公共サービスをともに末永く担っていくパートナーであり、募集要項や事業契約書等に基づき、お互いに誠実に事業を履行していくことが不可欠であると考えますので、本案に対して賛成いたします。

〔9番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、陳情第1号から第7号について、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

陳情第1号から第6号については、陳情者は名古屋市北区柳原三丁目7-8、春の自治体キャラバン実行委員会代表、樽松佐一さんです。

陳情第1号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情。

本陳情は、最低賃金を時間額1,000円に、また、早急に1,500円に引き上げてほしいという陳情で、中小企業にとっては人件費が上がり、負担が重くなる。失業者がふえる、雇用の減少につながるおそれもあり反対。また、東京都と山の中と生活するのと同様に意味があるのかと考えるので反対。などという意見が出ましたが、愛知県と静岡県の間境の町では、愛知県側が若干賃金がよいということで、愛知県側の工場に勤務する人が多いなど、矛盾が出ています。中小企業は賃金をすぐに上げることができない場合、国が責任を持つなど、中小企業への経営支援を拡充し、また、内部留保をしっかりと持っている大企業からの下請単価を上げるなど、また、課税最低限等整備して、誰もがどこでも安心して暮らせる社会に転換する必要があるとの陳情に賛成いたします。

陳情第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書。

本陳情は、適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障させるという形での公契約法を早期に制定することなど、実現を求める意見書を国に提出してくださいという陳情です。適切な入札等が行われていると信じているので反対、適切な賃金・労働条件と雇用の安定・継続は理解できるが、地方から実施していかないのかと考えるので趣旨採択などという意見が出ましたが、公共サービス基本法の確実な履行ができる制度の実現や、入札に参加する事業者が適切に評価され、地域社会の形成を担う事業者の育成や雇用・労働条件の安定といったものを取り入れた入札及び契約制度の実現が求められます。公契約法を制定している自治体もふえてきていますが、まだ少

数です。国が積極的に進めることが求められますので、この陳情に賛成します。

陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情。

本陳情は、健康で文化的な生活が保障される社会を実現するため、1日8時間、週40時間以内の労働時間規制と、安定した雇用を確立する必要があることから、意見書の提出を求めています。

電通の過労死自死事件やNHK記者の過労死事件、また、医師の過労死などなど、過労死が世界的にも有名になり、長時間労働の是正が社会問題になっています。悲惨な事故を二度と起こすべきではないという思いは、労働時間法制の規制強化を訴える世論になっています。そこで、すべての労働者に安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書を国に提出するよう求める本陳情に賛成をいたします。

陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。

本陳情は、格差と貧困が拡大する中で、地方自治体には住民が安心して暮らせる地域づくりが求められています。しかし、政府は、国と自治体の公務公共サービスをアウトソーシングして、民間営利企業の営利追求の対象に提供しようとしています。

平成32年度からは、地公法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度がスタートしますが、現在の臨時・非常勤職員などについて制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、必要な財源を確保することが必要です。そこで、地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情に賛同します。

陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情。

1967年に約90万人だった国家公務員は30万人以下に減少し、愛知県内ではハローワーク、法務局、国立病院、測候所の廃止・縮小・委譲などを実施され、自治体にとっても重大な問題になっています。

さらに政府は、総人件費抑制を前提とした方針に基づき、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を進めています。そのため、現場では正規職員がふやせず、かわりに非常勤職員が採用され、その数は7万人にも上っています。その非常勤職員は3年で一律公募にかけられるか、雇いどめされる不安定な雇用で、処遇も劣悪なことから、「官製ワーキングプア」と批判されています。

国が果たすべき業務の地方自治体への移管が進められていますが、財源を伴わない権限委譲で、地方自治体にとっては重い負担となっています。さらに、政府は国の役割を地方自治体に丸投げする道州制まで検討しています。

住民の暮らしと命を守るために、国の出先機関の予算・人員体制を強化するなど、行政・司法の拡充が求められている今、この陳情第5号に賛成をいたします。



陳情第6号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情。

現在、日本国土面積の0.6%の沖縄に、在日米軍専用施設の70.6%が集中しています。基地あるがゆえの事件・事故、米軍のオスプレイやヘリコプターの墜落など、この一、二年多発しています。小学校の運動場や保育園の園庭の上を米軍ヘリが飛び、部品が落下し、子供たちは自由に体育の授業もできません。アメリカ本土では住宅密集地はオスプレイなど飛んではいけないことになっていますが、日本上空は我が物顔です。

本来、国の安全保障は、地域、自治体の協力なしには成り立たないと考えます。沖縄では、これまでに行われた各種の首長選挙において、繰り返し示された米軍基地撤去への民意は揺るぎないものがあり、先日行われた名護市市長選挙は、基地問題について賛成派は争点化を避けました。

また、日米両政府は、日本の天然記念物であり、国際的な絶滅危惧種であるジュゴンやアオサンゴ、260種類以上の絶滅危惧種を含む5,300種以上の海洋生物が生息する生物多様性に富んだ辺野古・大浦湾の埋め立てとともに、特別天然記念物のノグチゲラやヤンバルクイナを初め、貴重な国有種が息づく高江の森の環境を破壊し、米海兵隊が使用する新基地を建設しようとしています。高江の森では、今も住民の方が反対活動をしながら生活しています。こんな地元が反対している基地建設は中止すべきで、宜野湾基地のかわりと言いますが、辺野古基地ができて宜野湾基地はなくすどころか、もっと宜野湾を基地として充実させようとしているもので、宜野湾と辺野古と基地がふえるばかりです。

以上、理由を述べてこの陳情には賛成します。

陳情第7号 投票済証の廃止を求める陳情。

本陳情は、投票済証の廃止を求める陳情で、陳情者は市内神明町七丁目6-4にお住いの角谷泰孝さんです。

各種選挙の投票後に、求めに応じて交付されている投票済証は、投票率向上の啓発の役割を担うものではなく、そうした効果が検証された事例もありません。選挙は行く、行かないにかかわらず他人に知らせるものではなく、本来個人の自由意思によるべき投票の自由が奪われる要因にもなります。また、憲法第15条の投票の秘密が侵害されるおそれもあります。

現在、投票済証の交付は、全国の市町村で55.5%、都道府県内の自治体全てで交付されているのは愛知県など6団体のみになります。一方、投票済証の交付を全く行っていない長崎県を初め、交付している自治体が県内で20%未満の都道府県が12団体ありますが、交付が行われていない自治体において投票者が著しく不利益をこうむっているという事例はありません。

公職選挙法や条例による根拠規定がなく、目的や効果が曖昧な投票済証の交付を継続する理由はありませんので、廃止を求めますという、この陳情に賛成するものです。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第1号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情、陳情第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情、陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情、陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。

以上4つの陳情に対し、市政クラブを代表しまして、不採択の立場で討論をさせていただきます。

まず、陳情第1号であります。今すぐ時間額1,000円、早急に1,500円以上に引き上げることと記載してあります。賃金を早急に上げることにより人件費がかさみ、倒産をしてしまう企業や失業者増に至る可能性もあります。また、業種にもよりますが、地方には地方、都市部には都市部ならではの市場や流通等を含めた企業の置かれている環境があることを忘れてはなりません。

そして、都市部へ人も仕事も流れてしまっている地域もある中、急なかじを切ることにより、地方における中小企業の成長悪化を招きかねないとも考えられます。最低賃金を一律にしていけば、しっかりと地方分権をしていく中で、徐々に差をなくしていくよう進めていくべきであると考えてるので、反対です。

次に、陳情第2号でございますが、意見書に、行き過ぎた価格競争の横行により公共サービスの低下が生まれているとありますが、高浜市では、工物品質の低下や労働者の雇用条件の悪化などといったダンピング受注に対応するために、低価格での受注とならないよう低入札価格調査制度の導入や、最低制限価格の設定、中間前金払制度などの各種対策により、請負者の労働者や下請労働者の賃金、労働条件を確保できるよう取り組んでいるので、反対です。

続きまして、陳情第3号ですが、陳情書に限度基準の法律化、36協定の特別条項廃止とあります。限度基準がこの陳情では明確にはうたっていない、不透明さがあるため反対でございます。

また、特別条項を廃止してしまった場合、さまざまなトラブルが企業に生じた際に、顧客に対して迅速に企業が対応することができなくなり信用の失墜、企業にも雇用者にも最悪な状況を招くおそれが考えられるので、反対です。

最後に陳情第4号ですが、民間が努力して利益を出しながらも市民へよいサービスが提供できるものは、公から切り離し、地域経済の活性化、サービスの向上や発展に努めるべきであり、民間の行える可能性に対して過度に介入すべきではありません。

また、地方自治への不当介入とありますが、例えば市民の方々と知恵を出し合いながら経営努力をしている自治体に対してインセンティブが与えられることは必要な考え方であると考えておりますので、反対とさせていただきます。

以上の理由から、これら4つの陳情に対して不採択での御理解をお願い申し上げます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、11番、神谷直子議員。

〔11番 神谷直子 登壇〕

○11番（神谷直子） それでは、議長のお許しをいただきましたので、陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情、陳情第6号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情について、市政クラブとして不採択の立場で討論させていただきます。

陳情第5号ですが、「憲法で定められた国の責任を放棄して、地方自治体に国の役割を丸投げする道州制を導入しないこと」とあります。道州制は中央集権的な日本の統治機構を大きく変えて、地域の潜在力を発揮するための新しい国の形を構築するものであり、決して国の責任を放棄して地方に丸投げするものではないとの認識をしています。

また、道州制の議論は、国のほうで議論はあるものの、まだその枠組み自体も不透明な状況であります。国が目指す道州制の形が示された段階で議論することが賢明であると考えます。

そして、陳情第6号ですが、日本の安全保障については、国権の最高機関である国会で議論され、解決される問題と考えています。国に対して要望いたしません。

また、これらの陳情に対しては、意見書を国に提出してほしいと陳情されております。「地方議会は公益に関する意見書を国会に提出することができる」と地方自治法で定められており、地方の民意を国政に反映させる手段として活用されておりますが、陳情第5号の道州制については国の動向が決まっておらず、どのようになるのか示された時点で議論すべきであり、また、陳情第6号の国の安全保障は国の専管事項であり、地方議会からの陳情としてふさわしくないと考えます。

以上の観点から、陳情第5号、第6号には不採択での御理解をよろしくお願いいたします。

〔11番 神谷直子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第46号 高浜市税条例等の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第48号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第49号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第50号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第51号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第52号 事業契約の変更について、公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第54号 財産の無償貸付について、公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

陳情第2号及び陳情第7号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議もないようですので、陳情第2号及び陳情第7号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、陳情第1号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第6号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号 投票済証の廃止を求める陳情について、総務建設委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。よって、陳情第7号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件についてを議題といたします。

各常任委員長よりお手元に配付してありますとおり、総務建設員会、1つ、市民参加型防犯ネットワークカメラについて、1つ、ゴミ袋の有料化について、1つ、防犯、ゴミ減量対策について。福祉文教委員会、1つ、官民連携による健康なまちづくりの取り組みについて、1つ、多世代多文化共生型のまちづくりの取り組みについて、1つ、高齢者福祉について。

以上の事項について、会議規則第102条の規定により、委員の任期まで閉会中も継続して調査を行いたい旨、議長に申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査申出事件とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長の申し出のとおり、委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに決定いたしました。

---

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長、挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。平成30年6月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

去る6月7日から本日6月28日までの22日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、議案10件につきまして慎重に御審議をいただいた上、原案のとおり御意見あるいは御可決を賜りまして、まことにありがとうございました。報告5件につきましてもお聞き

取りを賜り、ありがとうございました。御審議の過程でいただきました御意見・御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には一層の御指導・御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これをもって平成30年6月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る6月7日の開会以来、本日までの22日間にわたり、終始御熱心に御審議いただきまして、本日ここにその全案件を議了して閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

当局におかれましては、会期中に出されました意見等を十分に尊重されまして、今後の施策に反映されますことを強く要望し、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

午前11時20分閉会

---